

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なものの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「男女共同参画社会」について紹介します。



男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージに当てはめることなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。今回はそんな男女共同参画社会について紹介します。

○男女共同参画社会の現状

まず、男女共同参画社会の現状について説明します。現在の日本は、国際的な指標で他国と比較しても女性が能力を発揮する機会が十分とは言えない状況にあります。

その状況は政策・意思決定過程の女性の参画率の低さや、男女間の賃金格差、家事・育児へ参画する男性割合の低さなどから見えてきます。また、昔から日本に根付いている男性は仕事、女性は家事・育児という考え方もある、このような状況を作り出す原因となっています。

○男女共同参画社会基本法

この法律は男女共同参画社会を実現するための重要な法律として1999年に施行されました。

この法律では男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、5つの基本理念を掲げました。この基本理念はそれぞれ「男女の人権」「男女の個人としての尊厳が重んぜられること」「男女が性別による差別的取扱

いを受けないこと」「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」「その他の男女の人権」とされていて、男女が平等に能力を発揮できる機会が設けられるようになっています。

○女性活躍推進法

ここからは男女共同参画社会に関連した女性活躍推進法について紹介します。正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」と言い、仕事で活躍したい全ての女性がその能力を存分に発揮できる社会の実現のために2016年の4月に施行された法律です。

国や自治体、企業などの事業主に対し、行動計画の策定や女性の活躍状況の公表を求めており、当初は従業員が300人以下の事業主では努力義務となっていましたが、改正により2022年4月から100人以下の事業主のみ努力義務が課せられ、101人以上の事業主には義務が課せられるようになります。また、この法律による罰則規定などは設けられていませんが、実施義務を怠ったことによる企業のイメージダウンにつながることがあります。

○まとめ

今回は男女共同参画社会について紹介しました。法整備により徐々に男女の格差を改善しようとする動きがみられますですが、未だに女性の管理職率の低さや賃金の格差など様々な問題が残っています。この問題を解消し、男女が平等に生活できる社会を作りていきましょう。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 Tel0967(67)1111